

第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について

第1 はじめに

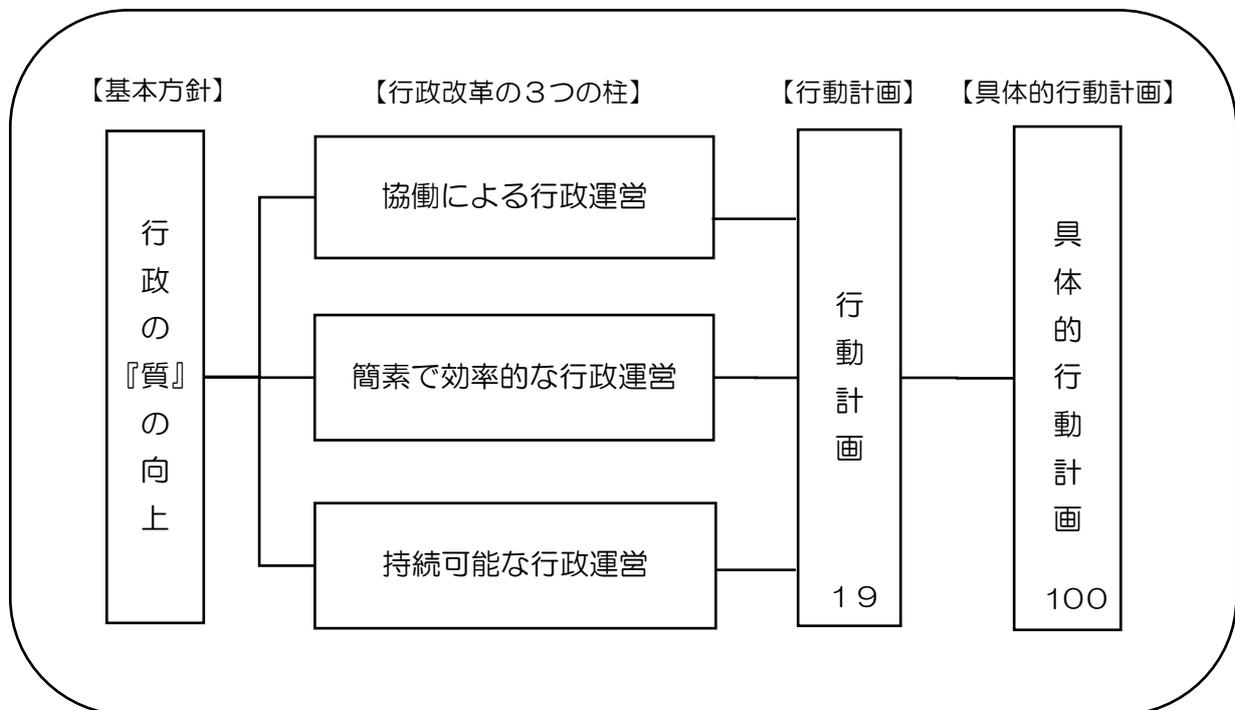
1. 外部視点による評価・検証の実施にあたって

第5次行政改革は、「市民との協働による行政運営であること」を念頭に掲げており、外部の視点からの意見を第5次行政改革の推進に反映するため、進捗管理の開始年度となる平成29年度から外部視点による評価を実施している。

外部視点による評価・検証を機能的・効果的に実施するためには、内部評価の充実や、行政評価、決算・予算などと連携し、取組内容の達成度を明確にする必要がある。

2. 第5次行政改革の概要

- (1) 基本方針 行政の『質』の向上
- (2) 推進期間 平成28年度から令和5年度までの8年間
- (3) 取組項目 行政改革の柱3、行動計画19、具体的行動計画の取組項目100



第2 内部評価

1. 基本的な考え方

- ・第5次行政改革の具体的行動計画に掲げる全100取組項目の進捗状況について評価・検証を行う。
- ・評価・検証を自ら行うことで、取組内容の達成度を明確にする。

第3 外部視点による評価・検証の手法（外部評価）

1 基本的な考え方

- ・外部の視点からの意見を今後の行政改革の推進に反映する。
- ・課題や実施内容、それに対する外部の視点からの意見など、議論の一連の流れを公開することで、市民の市政への理解を深めるとともに、参加意識の醸成を図る。

2 評価・検証する対象

- ・行動計画 全19項目

3. 評価・検証する対象の選定方法及び評価・検証にあたっての視点

（1）書類評価

瑞浪市行政改革審議会は、行動計画全19項目の内部評価結果について評価・検証する。（外部評価様式）

【評価・検証にあたっての視点】

- ・行動計画の項目が、それぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか。
- ・目的意識、改革への認識が適切であるか。
- ・今後の方向性が明確になっているか。
- ・進行に支障、課題がある場合、それに適切に対応しているか。
- ・遅れているものについては、その理由が納得できるものか。

4. 評価区分・判定基準

| 評価区分 | 評価区分の判定基準 |
|------------------|--|
| 「◎」達成 | 当該年度の目標（取り組み）に対し、80%以上若しくはほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合 |
| 「○」おおむね達成 | 当該年度の目標（取り組み）に対し、50%以上80%未満若しくは想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合又は目標は達成しているが、実績が前年度未満である場合 |
| 「△」見直し(改善)が必要である | 当該年度の目標（取り組み）に対し、50%未満若しくは想定どおりの状況にならなかった場合 |

5. 評価・検証の体制

(1) 体制

瑞浪市行政改革審議会

(2) 構成

学識経験者、公共的団体等の代表、公募による市民

(3) 定数

7名以内（6名を予定）

6. 結果の反映・活用

内部評価・外部評価の結果や社会経済状況の変化を踏まえ、部課等において必要な見直しを行い、大綱に掲げる目標の達成を目指す。